

観光客動態調査業務の企画提案公募に係る業務説明書

1 委託業務名

観光客動態調査業務

2 委託期間

委託契約日から令和2年10月30日まで

3 委託業務の目的

本県が多彩で魅力ある観光地となることを目指し、観光地の高付加価値や誘客先の多角化を促進するためには、ビッグデータを活用した観光客の旅行動態について調査・分析することが不可欠である。

本事業では、本県を周遊する県内外の観光客の属性、宿泊状況、周遊状況等を調査・分析することで、現在は観光客が少ないが有望となり得る観光地点の創出やさらなる成長が見込まれる観光地点等を把握し、それらの観光地点における観光客が観光コンテンツに求めるニーズを調査・分析し、今後の地域の特色を生かした観光コンテンツ創出に反映させることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) ビッグデータに基づく観光動態調査

GPSの位置情報等を活用し、以下のア～エに基づき、観光客の動態調査を実施すること。なお、提案に当たっては、調査、分析から得られる結果、課題等の報告書の様式とイメージを示すこと。

ア 調査項目

- ①属性分析（国別、性年代構成等）
- ②発地分析（どこから、どのような人が、どれくらい訪れているか等）
- ③交通手段分析（どの経路で本県に来ているのか等）
- ④旅程分析（日帰りか宿泊か、何泊か等）
- ⑤宿泊地分析（どこに宿泊しているか等）
- ⑥滞在時間分析（どこに、どれくらいの時間滞在しているか等）
- ⑦時間帯別流入出分析（どの時間帯に流入、流出しているか等）
- ⑧周遊分析（どのように巡っているか、どちらを先に周遊しているのか等）
- ⑨その他、より効果的な調査とするための追加提案調査項目 等

※データの性質上分析できないものは、明記し代替案があれば提案を示すこと。

※性別、年齢層別などのクロス集計を行うことを前提とし、各調査項目において、どのようにクロス集計を行うか明確にすること。

※調査項目、分析内容等の詳細は、受託業者と県で協議により決定する。

イ 調査地点

有望な調査地点を受託者が提案することとし、県との協議により最終決定する。

ウ 調査内容

観光スポットを複数設定した上で、観光スポット、観光スポット間の周遊状況を調査し、滞在時間延長施策、周遊ルートの作成など、上記3の業務目的の達成に資する調査、分析を提案すること。

※調査地点の詳細、分析等については、受託業者と県で協議により決定する。

エ 調査対象者、調査対象時期、サンプル数等

①調査対象者

上記4（1）イで設定した調査地点を訪れた観光客（県内・県外、国外）

※県内宿泊施設に宿泊していない観光客は除外する。

※就業者、長期宿泊者、高頻度来訪者等、観光客と推定できない者は除外する。

②調査対象時期

平成30年1月1日～12月31日及び平成31年1月1日～令和元年12月31日

※調査対象時期の詳細については、受託業者と県で協議により決定する。

③サンプル数

50,000サンプル以上とし、可能な限り多く取得すること。

※提案に当たっては、調査、分析に取得、使用するデータの詳細及び実際に取得予定のサンプル数を明確にすること。

※サンプル数は観光スポットにより来訪者数が異なるため、詳細については、受託業者と県で協議により決定する。

オ 提出等期限（ビッグデータ分析結果）

令和2年8月末に中間報告、令和2年10月末に最終報告を想定。

※具体的な期限については、受託者と県との協議により決定する。

(2) 位置情報分析及びニーズ調査

上記4（1）で分析した結果から、位置情報が集中した観光施設及び宿泊施設に対し、観光客が施設及び周辺の観光コンテンツに求めるニーズ等を対面による聞き取りにより調査すること。

ア 質問項目

観光コンテンツ開発に資する項目を提案すること。

※調査項目、分析内容等の詳細は、受託者と県で協議により決定する。

イ 調査地点

有望な調査地点を受託者が提案することとし、県との協議により最終決定する。

ウ 調査方法

上記４（２）アで設定した質問項目に基づき、ヒアリング調査を実施する。その際には県内に本店を置き、地域観光に精通する観光事業者の中から地域ごとに３社以上を選定し、連携して実施すること。

※調査実施者の選定については受託者と県で協議により決定する。

エ 提出等期限（ヒアリング調査結果）

令和２年１０月末を想定。

※具体的な期限については、受託者と県との協議により決定する。

５ 成果品の作成

（１）調査結果報告書

①上記４（１）及び（２）の分析を行い、その結果についてまとめた報告書を作成すること。報告書には分析結果を基にした観光客が少ないが有望となり得る観光地点及びさらなる成長が見込まれる観光地点等の提案を含めることとする。

※提案に当たっては、報告書のイメージを提出すること。

※電子データ（Microsoft Word・Excel・Power Point 版と PDF 版とする。）

※基礎データを整理したものを Excel で提供すること。

※調査結果報告書の内容、調査、分析等の結果デザイン等の詳細は、県との協議により決定する。

（２）納期

令和２年１０月３０日を想定。

※具体的な期限については、受託者と県との協議により決定する。

（３）成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

また、本業務委託に係る成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に県と協議すること。

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。